

# 笠岡市国民保護計画の概要

## 1 国民保護計画について

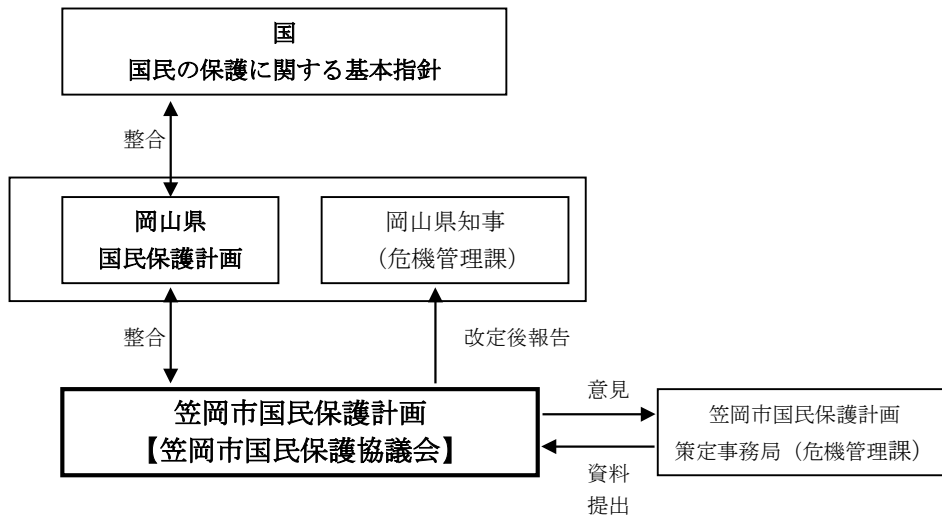
平成16年9月、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）の施行に伴い、都道府県及び市町村には、それぞれ独自の国民保護計画を作成することが義務づけられました。

この計画は武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合に備え、国の方針に基づき、市が国、県、近隣市町並びに関係機関と連携協力して、的確かつ迅速に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。

この法律に基づき、岡山県が平成17年度に「岡山県国民保護計画」を策定したことを受け、笠岡市では平成19年3月に「笠岡市国民保護計画」を作成しました。

## 2 笠岡市国民保護計画の位置付け

笠岡市国民保護計画の位置付けは、次のとおりです。



## 3 笠岡市国民保護計画改定（基本的な考え方）

笠岡市では平成22年の計画改定以降、十数年ぶりに見直しました。改定内容は、国民保護法の改正や国の「国民の保護に関する基本指針」の変更、岡山県国民保護計画の見直しとの整合を図る形で、次に掲げる基本的な考え方のもと、笠岡市国民保護計画を改訂しました。

- 笠岡市の現状にあわせた情報の更新・修正等を行うとともに内容の充実を図りました。
- 岡山県国民保護計画の改定内容を反映し、整合を図りました。
- 防災関連法令等（国民保護法，国民の保護に関する基本指針）の改廃等による修正を行いました。